

(福) かながわ共同会 行動計画【第7回】

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が仕事と生活の調和のとれた働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を充分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

2 内容

目標1

計画期間内における育児休業の取得率を次のとおりとする。
男性職員の取得率を30%以上にする
女性職員の取得率を75%以上にする

<対策>

令和7年4月～ 職員に対し、育児休業制度を個別に説明する。
男性職員と女性職員の育児休業取得率の目標設定をする。
育児休業取得率データを集計・整理し、年度比較をしていく。
育児休業取得率をホームページなどで公表する。

目標2

小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

令和7年4月～ 育児休業制度のぐ改正を行い、制度を導入する。
パパママ会や法人お知らせで職員への短時間勤務制度を周知する。
より働きやすい制度に向けて、意見交換を実施する。
管理職に対し、毎年度1回以上労務管理に係る研修を実施する。

目標3

所定外労働時間の縮減を図るため、「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」を設定し、実施する。また、時間外勤務の集計データを整理し、年度比較を行う。

<対策>

令和7年4月～ 「ノー残業デー・ウィーク」を継続実施すると共に、ポスターを作成し、啓発活動を行う。
管理職に対し、毎年度1回以上労務管理に係る研修を実施する。
所定時間外労働時間のデータを令和2年度分からの集計データを整理し、年度比較を行う。